令和４年８月２９日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　茂　松　茂　人
（公印省略）

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項について

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和４年８月１７日付で、「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について」等により、ご連絡申し上げているところであります。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、必要な配慮措置（外来受診において、施行後３年間、１か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を２割とし、令和４年 10 月１日より施行されるものであります。

今回の窓口負担割合の見直しにつきましては、国民への丁寧な周知を図る観点から、厚生労働省において、院内掲示に活用できるポスターや周知広報用のリーフレットの作成等が行われてきておりますが、今般、添付資料のとおり、窓口負担額の計算イメージ（外来の診療報酬点数（合計）ごとの早見表）など、医療機関等の職員の方に向けた説明資料が作成されておりますので、ご活用ください。

厚生労働省の説明資料（抜粋）では、

◇計算方法（その①）

・配慮措置は、高額療養費の仕組みで行われます。

・従って、同一の医療機関での受診で、配慮措置による窓口負担の上限額に達した場合には、上限額以上、患者の方から窓口負担をお支払いいただくことはできません。

・後期高齢者医療においては、窓口負担割合が２割の方で、１か月の外来の診療報酬点数が 3,000 点～15,000 点の方は、配慮措置の対象になりますので、窓口負担額をお間違えにならないよう、注意してください。

◇計算方法（その②）

配慮措置の適用については、診療日ごとに計算をお願いします。

・ 具体的には、２割負担の方については、診療日ごとに

① その月の外来の診療報酬点数の合計を計算し

② 配慮措置の対象になる場合（１か月の外来の診療報酬点数の合計が 3,000 点～15,000 点）、配慮措置によるその月の窓口負担上限額（１割負担＋3,000 円）を計算した上で

③ 前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額になります。

・レセコンを導入している医療機関・薬局等では、レセコンで対応されるので、改修については、ベンダ（業者）に確認してください。

と記載されています。

窓口負担割合の見直し及び配慮措置の導入に伴う医療機関等で使用しているレセプトコンピュータ等の改修については、厚生労働省保険局高齢者医療課より、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）宛て記載要領改定事務連絡において、診療報酬明細書の作成に係る計算事例等の提供とあわせて、同会会員各位に対し、適切に改修を進めるよう周知を依頼しているとのことです。

また、配慮措置の導入に伴う診療報酬明細書の取扱い等においては、配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書について、可能な限り審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする等、保険医療機関等における事務負担を踏まえつつ、柔軟に取扱うよう、後期高齢者医療広域連合及び審査支払機関等と調整されております。

本会としましても、大阪府国保連合会に対して、配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書については、審査支払機関から医療機関等に返戻を行うことなく、可能な限り審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする等、柔軟に取り扱うよう要望しております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001